

西浦レストハウスの活用方法の検討に向けた サウンディング型市場調査実施要領

令和2年5月7日

1 調査の目的

西浦レストハウス（西浦町大山25番地）は、昭和41年12月に設置され、現在は観光客の休憩所及び公衆トイレとして利用されています。設置から50年以上が経過し、施設の老朽化も進んでいることから、今後の活用方法を検討しています。

本調査は、民間事業者等との「対話」を通じて、土地及び建物を有効活用する方法の検討につなげることを目的とします。

※サウンディング型市場調査は、民間事業者の皆さまのノウハウを最大限活かした効率的かつ効果的な活用方法を検討するものであり、実際に活用する事業者を選定するものではありません。

2 対象用地・施設の概要

所在地	蒲郡市西浦町大山25番地
延床面積	139.75 m ²
既存建物の概要	構造：鉄筋コンクリート造平屋建 階数：1階建 竣工年度：昭和41年12月 位置図：別紙【位置図】のとおり 現況：別紙【現況写真】のとおり
都市計画等による制限	市街化調整区域 蒲郡市観光開発計画指定区域（西浦温泉地区） 三河湾国定公園第2種特別地域
現況	観光客用休憩場及び公衆トイレ

3 サウンディングのスケジュール

実施要領の公表	令和2年5月7日（木）
サウンディング参加申込期間	令和2年5月18日（月）～29日（金）
サウンディング実施日時等連絡	令和2年6月3日（水）～5日（金）
サウンディングの実施	令和2年6月15日（月）～19日（金）
実施結果の公表	令和2年8月末までに公表

4 サウンディングの対象者

西浦レストハウスの活用を検討している民間事業者等
ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は蒲郡市暴力団排除条例（平成 23 年蒲郡市条例第 3 号）第 2 条に規定する暴力団に該当する者

5 サウンディングの参加申込

別紙エントリーシートに必要事項を記入し、件名を【西浦レストハウスサウンディング参加申込】として、申込先へEメールにて御提出ください。

- (1) 申込受付期間
令和 2 年 5 月 18 日（月）～ 29 日（金）
- (2) 申込先
蒲郡市観光商工課
E-mail : kanko@city.gamagori.lg.jp
- (3) 本市から申込者へのサウンディング実施日の連絡
令和 2 年 6 月 3 日（水）～ 5 日（金）に、申込担当者あてに、実施日時及び場所をEメールにて連絡します。希望に添えない場合もありますので、予め御了承ください。
- (4) 現地見学について
現地見学を希望の場合は、個別で対応しますので、希望の旨をエントリーシートにご記入いただくか、観光商工課に直接お問い合わせください。
- (5) その他
サウンディングの参加希望日程は、必ず複数の候補日を明示してください。

6 サウンディングの実施日時

- (1) 実施期間
令和 2 年 6 月 15 日（月）～ 19 日（金）
午前 9 時～午後 5 時
- (2) 所要時間
1 事業者あたり 30 分～ 1 時間程度
- (3) 場所
蒲郡市役所 会議室
- (4) サウンディング結果の公表
令和 2 年 8 月末を目途に、サウンディングの実施結果概要の発表を予定しています。また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を

行います。

7 留意事項

(1) 参加事業者の取り扱い

サウンディングへの参加実績は、事業者公募等における評価の対象とはなりません。

(2) 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。

8 問合せ先

担当：蒲郡市観光商工課

所在地：〒443-8601 蒲郡市旭町 17 番 1 号

電話：0533-66-1120

F A X：0533-66-1188

E-mail：kanko@city.gamagori.lg.jp